

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 12 月 2 日現在

機関番号：32102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26780254

研究課題名(和文)非上場株式の公正価値会計における理論と実務の比較分析

研究課題名(英文)Comparative analysis of theories and practices in fair value accounting for unlisted stocks

研究代表者

岡本 紀明(Okamoto, Noriaki)

流通経済大学・経済学部・教授

研究者番号：00433566

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまであまり注目されていなかった公正価値会計の評価実務と理論(会計制度)の比較分析に重点を置くものであった。研究結果として、「一般的に非上場株式に関しては評価が非常に複雑であり、客観的な評価額の算定が困難であること」に加え、「国際財務報告基準(IFRS第9号)に従い、わが国で非上場株式の公正価値評価を全面的に導入することは、企業の財務情報に少なからず影響を与えること」の2点が明らかになった。

これら研究結果は、査読を経て国際学会での複数回にわたる報告及び複数の研究論文として結実し、想定通りの成果が生まれたと考えられる。研究を進める上で、当該研究助成は不可欠かつ有益であった。

研究成果の概要(英文)：This research aims at investigating the differences between the theories of fair value accounting (and related accounting standards) for unlisted stocks and actual accounting practices. If they are quite different, accounting standards would not function properly as expected.

Based on the research findings, at least the following two points were revealed. First, for some unlisted stocks, it is hard to obtain objective fair value figures. Second, the impact of extensively introducing IFRS 9 (particularly, fair value accounting for unlisted stocks) to Japan could be serious because many Japanese corporations value those unlisted stocks at historical cost under Japanese GAAP.

These research results have been (or will be) presented at some international conferences and will be published in academic research journals.

研究分野：財務会計、国際会計、学際的会計研究

キーワード：財務会計 国際会計 公正価値会計 非上場株式 社会学的会計研究

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初は、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用企業の数が増加しつつある段階であり、IFRS第9号の規定に従った非上場株式の公正価値会計が実務上大きな問題になると考え、本研究課題は重要になると想定していた。この流れは現在も変わらず、IFRS任意適用企業は現在も着実に増加しており(既に110社超が導入決定)、研究課題の重要性は増していると思われる。

(2) ただし研究開始後間もなく、そもそも日本企業が評価困難な非上場株式をどの程度保有しているかの根本的疑問にも答える必要があると判断したため、その点も定量的に調査することにした。

2. 研究の目的

(1) わが国の会計基準のもとでは客観的な市場価格の入手が困難であるという理由から取得原価で評価されている非上場株式を、IFRS任意適用企業が実務的にいかに評価し得るのかを調査・分析し、理論的な観点からも考察を加えることを目的とする。

(2) さらに本研究は、理論的には精緻化されつつある公正価値会計を実務で適用する場合、いかなる困難が生じるかなどを探ることにより、特に公正価値会計の観点から会計理論と会計実務の乖離についても洞察を深めることも目的としている。この点は本研究期間内に深く掘り下げて検討することが十分できなかったため、今後の研究課題と位置付けたい。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、まず「わが国における非上場株式の評価の実態分析」を目的として、実務に関するデータ収集を進めた。対象としては、非上場株式を多く保有すると考えられる金融機関に加えて、事業会社や株式評価に関する専門的サービスを提供する組織も含めて公表された文献を渉猟し、公正価値評価の実務実態を浮き彫りにする。例えば、日本経済団体連合会のIFRS実務対応検討会が公表した「IFRS任意適用に関する実務対応参考事例」などは極めて有益な資料となった。

(2) 第2に、「分析結果の理論的考察」を行うべく評価実務に関する「金融社会論」や関連する「価値評価の社会学」等の観点を学際的に取り入れた理論的考察を進めた。

(3) 上記にも挙げたように非上場株式の公正価値会計導入のインパクトを探るため、東証一部上場企業の財務諸表における注記情報を参考に、定量的な分析も導入した。

4. 研究成果

(1) 研究成果として第1に、「一般的に非上

場株式に関しては評価が非常に複雑であり、客観的な評価額の算定が困難であること」を明らかにした。

非上場株式の公正価値算定のために多様な評価技法が提案されているが、いずれの技法にも主観的な判断や見積もりが伴い、最も客観的で望ましい唯一の評価技法は現在のところ存在しないと考えられる。結果として、非上場株式の公正価値会計には、評価事例ごとにプラグマティックに複数の評価技法を利用しつつ、公正な評価額に近似させていく方法が有効な選択肢であると考えられる。ここで浮き彫りになったのは、単一の対象に優劣の付け難い多様な評価技法を導入することに伴う実際の適用に関する問題である。割引現在価値(DCF法)や資本コスト(WACC等)といった主としてファイナンス領域に由来する知識・技法の発展及び普及が、複数の評価手法の信頼性のある程度担保しているが、何を優先させるかはケースバイケースの判断になる。

この点に関して越智(2012,76頁)は、「そもそも技法が複数存在し一般に定式化されておらず、同じ商品で異なる結果が重要な差異を持って計測される状況下(「レベル4」領域下)では、複数評価技法の定式化は会計判断ではなく金融工学上の問題であり、経営者に判断を求める合理性に欠ける」と述べている。

わが国の会計基準との差異に注目すると、関連するわが国の会計基準(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」)では、子会社株式や関連会社株式(関係会社株式)以外の株式で、短期的な売買を目的としないものは、その他有価証券に分類される。したがって、(関係会社株式以外の)非上場株式の多くは、その他有価証券として分類される。周知のように、その他有価証券は毎期末時価評価し、取得原価との評価差額は純資産の部に計上される(部分純資産直入法の場合は、評価益部分のみ純資産に算入)。ただし、株式の時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることも可能である(金融商品会計基準第10号第19項(2))。株式の時価を把握することが極めて困難と認められるのは、「市場価格に基づく価格」及び「合理的に算定された価額」が存在しないと考えられる場合であり、証券市場で売買されず、市場価額が株価として公表されない非上場株式の多くは、取得価額により評価されることになる(金融商品会計に関する実務指針第63項)。多くのIFRS任意適用企業は、非上場株式の評価実務に関して、上記に基づくこれまでの処理を転換させる必要がある。

(2) 第2に「国際財務報告基準(IFRS第9号)に従い、わが国で非上場株式の公正価値評価を全面的に導入することは、企業の財務情報に少なからず大きな影響を与えること」

も本研究で明らかになった。

具体的な調査手法として、上場企業の有価証券報告書の全文検索が可能である株式会社プロネクサスの企業情報データベース「イーオーエル (<http://eolddb.jp/EoLDb/>)」を利用した。全文検索用のキーワードとして「非上場株式」を選択し、期間としては対象(開示)書類である有価証券報告書の決算日(提出日)を2014年1月1日から2014年12月31日に限定した。また対象企業は東証一部上場企業に限り、会計方式として日本基準を採用して作成された連結財務諸表(有価証券報告書)を調査対象とした。調査対象となった企業のサンプル数は1,594社となり、東証一部上場企業全体の大部分(約9割)を占めることとなった。

その上で時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に関する開示情報として、非上場株式の額を収集した。非上場株式という言葉の検索にはヒットしたが、注記情報からではその貸借対照表価額が判別できない場合は、除外(ゼロと判定)した。また関係会社株式、非上場出資金、差入保証金、匿名組合・投資事業組合出資金、非上場債券といった金融商品に分類される項目の額は、ここでの集計には含めていない。加えて最低表示単位を百万円と設定している企業が多く、サンプル企業が保有する評価困難な非上場株式の額が百万円未満はゼロと換算されるケースが多かった。したがって、ここで提示される評価が極めて困難だと見なされた非上場株式の額は、実際よりも少なめに集計されている可能性が高い。

調査結果としてまず注目すべきは、全体のサンプル数1,594社のうち、上記の分類に基づき評価が困難な非上場株式の保有額がゼロと判定された企業はわずか31社のみであり、サンプル企業全体の2%未満であったことである。これは裏を返せば、大部分の東証一部上場企業が評価困難な非上場株式を一定量保有していることになり、例えばIFRSが強制適用された場合には、そういった株式の評価に伴う事務負担や外部専門家の利用に伴うコストが大多数の企業に発生すると考えられる。さらに補足的な比較を目的として、サンプル企業の同年度における総資産と純資産及び当期純利益(連結財務諸表)の金額を収集した。サンプル企業の連結財務諸表に注記された評価が困難であると認められ、取得原価で評価されている非上場株式の平均金額は6,817百万円であった。総資産平均値(1,062,102百万円)との割合で比較すると0.64%程度であるが、純資産(174,569百万円)や当期純利益(12,452百万円)の金額との関係では、無視できない重要な数字であると思われる。

(3) 研究成果として第3に、そういった非上場株式の公正価値評価の客観性はいかに捉えられるか、主に社会学の学際的な視点を導

入した。社会学的に見れば、価値評価はシンボリックな側面を有するため、社会的なネットワークや人間関係の影響を色濃く受ける点を考慮した分析が求められる。客観的な市場が存在しない非上場株式であれば、なおさらそういった分析の重要性は顕著になる。ブラックボックス化している非上場株式の評価における重要なアクターは誰か、専門家による評価は本当に客観的なのか、多様な側面から吟味・検討する必要があるだろう。複雑化する公正価値会計にこそ、専門性の民主化が求められるのではないだろうかという問題を提起した。

<引用文献>

越智信仁(2012),『IFRS 公正価値情報の測定と監査』国元書房。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

岡本紀明 「ファイナンシャルイノベーションと非上場株式の公正価値会計」『流通経済大学論集』第49巻第4号 2015年, pp. 375-386.

岡本紀明 「複雑な金融商品の評価に伴う外部専門家の利用に関する国際比較研究」『ゆうちょ資産研究』第21巻 2014年, pp. 1-26.

[学会発表](計3件)

Okamoto, N. (2015), "The Relationship between Financialization and Accounting Standards: A Japanese Perspective," The 38th European Accounting Association Annual Congress, Glasgow, UK.

Okamoto, N. (2015), "The Relationship between Financialization and Accounting Standards: A Japanese Perspective," The 30th Interdisciplinary Perspectives on Accounting Conference, Stockholm Business School, Sweden.

Okamoto, N. (2014), "The Relationship between Financialization and Accounting Standards," in the session of Global Perspectives of Financialization, The XVIII ISA World Congress of Sociology, Yokohama, 2014.

[図書](計1件)

岡本紀明 「公正価値会計の社会的分

析 非上場株式の評価を題材として」
『流通経済大学創立50周年記念論文集』,
流通経済大学出版会, 2016年。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

[http://www2.rku.ac.jp/nokamoto/content/
kenkyu.html](http://www2.rku.ac.jp/nokamoto/content/kenkyu.html)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡本 紀明 (OKAMOTO, Noriaki)
流通経済大学・経済学部・教授
研究者番号: 00433566